

議発第 2 号議案

豊川市議会委員会条例の一部改正について

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 浦 野 隼 次

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊川市議会委員会条例（平成 1 7 年豊川市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、多様な人材の市議会への参画を促進するための環境整備を図るため、会議の欠席事由及び出産に伴う欠席期間の範囲を明確化する必要があるからである。